

職業安定分科会（第 174 回）	資料 1-2
令和 4 年 1 月 21 日	

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 現行制度の概要

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条第1項の規定により、病院、診療所等の医療機関において行われる看護師及び准看護師の医療関連業務については、チーム医療へ支障が生じるおそれがあることから、労働者派遣は原則禁止とされている。
- 一方、同項第1号の規定により、病院又は診療所のうち厚生労働省令で定めるものが派遣就業の場所となる場合は、労働者派遣が認められている。

2. 改正の概要

- 看護師及び准看護師が行う医療関連業務（新型コロナウイルス感染症に係る業務に限る。）に関し、労働者派遣が認められる病院等として厚生労働省令で定めるものについて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第2項に規定するもののほか、令和5年3月31日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第1項に規定する臨時の医療施設とする旨の規定を同令附則に新設する。

3. 根拠規定

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第1項第1号

4. 施行期日等

- ・ 公布日：令和4年1月中（予定）
- ・ 施行期日：公布日